

平成 28 年 4 月 28 日

厚生労働省社会・援護局
保護課長 鈴木 建一 様

全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

平成 29 年度予算および今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で 180 を超える救護施設は、日常生活が困難な利用者の衣食等を満たし自立を支援するとともに、本会が平成 28 年 4 月に策定した救護施設が取り組む生活困窮者支援の新たな行動指針のもとに、地域で対応が困難なさまざまな生活課題をもつ人々に対し、その課題解決に向けた取り組みを推進しています。

こうした取り組みをより一層積極的に推進するため、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 地域における公益的な事業を実施する場合の、措置費の弾力的運用要件緩和

今国会にて、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することを義務づける社会福祉法の改正法案が審議されるなか、救護施設が新たな行動指針に掲げる地域における公益的な事業をより一層進めるために、措置費の弾力的運用のさらなる緩和を図っていただきたい。

また、そうした運用について、自治体関係部局に対し、柔軟な対応が可能であることの周知により一層のご配慮をいただきたい。

2. 生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業を行う場合の、税制上の措置見直し等

社会福祉事業として就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、救護施設における就労訓練事業の取り組みをより一層進めるために、社会福祉法人等が事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税としていただきたい。同様に、不動産に係る不動産取得税等についても非課税としていただきたい。

また、就労訓練事業実施にあたり救護施設機能を提供する場合は、事業に要するスペースや支援人員等に関し柔軟に活用できるよう、自治体関係部局に周知するなど特段のご配慮をいただきたい。

3. 介護保険の住所地特例及び入所者の要介護認定に関する認定期間制限の見直し

『障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～（平成27年12月14日）』にて、「障害者支援施設等に入所していた障害者が退所して、介護保険施設等に入所する場合の住所地特例の適用については、見直すべきである。この見直しについては、次期介護保険制度の見直しにおける介護保険適用除外施設全体に係る住所地特例の検討も踏まえ、対応すべきである。」（25頁）と記載された。

救護施設が入所者の自立した地域移行をすすめる循環型セーフティネット施設としての機能を一層推進するために、介護保険適用除外施設である救護施設を退所し介護保険施設に入所しようとする者に対しては、適用除外施設入所前の市町村の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直していただきたい。

また、入所者が救護施設所在地の市町村（保険者）による要介護認定を受けることができる期間は退所予定の3か月以内となっているが、受け入れ先の状況等により退所時期等が決定しない場合が多々あることに鑑み、制限の見直しを図られたい。

4. 保護施設通所事業定員の下限及び保護の実施責任期間の見直し

保護施設通所事業の事業定員数の下限は5名となっている。地域によっては利用希望者が減少しているところがあり、下限の見直しを図っていただきたい。また、期間を延長した場合の保護の実施責任は、居住地を所管する保護の実施機関が負うこととされているが、実施責任が移ることにより、実施要綱にて認められている通所事業の延長利用が認められない場合が多く生じており、保護施設への入所措置を行った保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととしていただきたい。

5. 福祉・介護人材の確保対策のさらなる強化

救護施設入所者の生活の質を担保し、地域でさまざまな生活課題をもつ人々に対し、その課題解決に向け取り組むためにも人材の安定的確保や定着支援が必要である。

さらに「多様な人材の参入促進」、「福祉人材の資質の向上」、「労働環境・条件の改善」などの働きやすくやりがいの感じられる職場づくりや働き続けられる職場環境づくりを、緊急的に進めていくことが重要であり、そのための特段の施策を講じていただきたい。

6. 消費税率10%への改定に対する事務費の見直し

平成27年4月に消費税法の一部が改定され、消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日と予定されている。利用者支援の質を担保するためにも、平成29年度の保護施設事務費及び委託事務費の見直しにあたり、特段のご配慮をいただきたい。